

令和5年度 第12回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年11月15日（水）9時30分～9時59分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席委員	奥委員（会長）、菊本委員（副会長）、石川委員、稲垣委員、上野委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	片谷委員、酒井委員、田中稲子委員、藤倉委員
開催形態	公開（傍聴者4人）
議 題	1 （仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について
決定事項	令和5年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 令和5年度第10回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。

2 議題

（1）（仮称）関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書について

ア 指摘事項等について事務局が説明した。
質疑、特になし

イ 事務局資料について事務局が説明した。

ウ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。
ただいまの御説明について、御質問や御意見ございますでしょうか。
大丈夫ですか。
藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 専門分野ではないので、逆にお伺いしておきたいです。今回の意見を出される方の、この内容というのが重要性としてどれくらいのものなのか、専門の委員の方にお伺いできればと思うのですが、大丈夫でしょうか。

【奥会長】 この意見の内容がか。

【藤井委員】 内容について、私の方が専門ではないので、これがどれくらい重要性のあるものなのかということが分かっていないのですが、それについて何かコメント、こういうものなのですよという、解釈というか、コメントを、もしいただければと思うのですが、その専門の委員から。

【奥会長】 意見内容についてのコメントということですか。

【藤井委員】 そうですね、はい。

【奥会長】 なるほど。今、御確認いただきたいのは、この意見聴取の手続きについて、何か御質問等、確認されたいことがあればということです。その意見そのものの内容については、意見陳述人が口頭で意見を述べてくださいます。12月6日に、もし選定されるということになりましたら。なので、その意見を聞いたうえで、審議の中で、他の委員に御質問いただく、というのがよろしいかと思えます。今、この意見内容について、議論する場ではないので。

【藤井委員】 私の方で理解できていないですけど、この方を選定するかどうかを

今日決めるわけですね。

【奥会長】　　そうです。

【藤井委員】　特にその内容については、ふさわしいかどうかということは、私の方で理解しなくても大丈夫ということによろしいですか。

【奥会長】　　なるほど。では、そこは事務局から御説明いただいてよろしいですか。今、概要は示されていますが、その内容を踏まえて、選定するしないの判断をするかどうかというところです。

【事務局】　　ありがとうございます。先ほど御案内した意見は、こういった意見を述べますという概要ということになっていまして、詳細な御意見は記載されておりませんので、当日お越しになりまして伺わないと分からないというところがあります。

1つ御確認いただきたいのが、この意見が、環境の保全の見地からの御意見でありそうかというところは皆様に御確認いただきまして、聴取する必要があるかどうかというところを御判断いただければというふうに考えております。以上です。

【奥会長】　　この資料（事務局資料「(仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について」）の上の方に規定がありまして、「環境の保全の見地から」というのは、（資料の投影画面の）もっと上のページの方に根拠規定がどこかにありましたよね。

【事務局】　　そうですね。1番の概要のところですね。環境影響評価条例におきまして、その「対象地域内に居住する者等」の「等」は事業者さんも含まれますので、その「等」になっております。

この準備書及び準備書の意見見解書、意見見解書は皆様から出された意見に対する事業者の見解で前回説明のあったものです。それらについての意見をこの審査会に対して述べることができ、それは環境の保全の見地からの意見に限定されている、ということになっております。

【奥会長】　　ということなのですが、藤井委員、いかがですか。

【藤井委員】　分かりました。その内容が云々ではなくて、この項目に合っているか、沿っているかどうかというところが、判断できればいいということですね。

【奥会長】　　そうですね、現時点では。

【藤井委員】　分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】　　よろしいでしょうか。ありがとうございます。宮澤委員、いかがですか。

【宮澤委員】　意見陳述で意見を出すという方を今まで審査会で呼び出したことは、そんなにたくさんないと思うのです。見るところ、環境の保全に関して、真摯に考えていらっしゃるような方のようなので、特に異論がなければ、私は意見を伺ったらよろしいのではないかと。

ただ、その場合にですね、時間が10分以内というのを原則としておられるようです。これは条例の実施要領（横浜市環境影響評価条例に基づく意見の聴取の手續に係る実施要領）の立て付けだと、原則10名程度、その中で1人10分ということを考えていらっしゃるようですから、合計で100分くらいは考えて想定されているということです。内容からしてかなりボリュームありそうなので、私どもとしては10分と限らず、例えば、「15分程度、ただ、できるだけ10分に抑えられたら抑えてください」

くらいの要請をするというところの受付の応対姿勢というのが求められるのではないかと思いますので、審査会としては、10分とは限らず、15分程度は考えてもよろしいのではないかというのが、これは私の意見です。

【奥会長】 ありがとうございます。特に、この実施要領第4条第2項のただし書きのところに、「必要に応じてこれと異なる時間を定めることができる」とあるので、この審査会の場で合意が図られれば1人あたり10分以内とせずとも、もう少し長い時間ということは可能な規定にはなっていますね。ただ、これまでの意見聴取のケースとの公平性の観点というのもあるので、そこを少し考える必要があるかなと思います。

前回、あれは上瀬谷の公園事業（（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業）のときも意見聴取をさせていただいた方がいましたが、あのときはお一人でした。10分以内ということで、この規定どおりにやりました。時間は十分でなかったかもしれませんが、ルールとして、これをずっと統一して適用してきていますね。

【宮澤委員】 いえ、公平性よりか必要性の方が私たちは重視すべきだろうと考えますので、そこは柔軟に考えた方がよろしいのではないのでしょうか。これは私の意見です。

【奥会長】 分かりました。必要性をどう判断するのかというのも公平性の観点が当然入ってきますので、前回の御意見が必要性、今回に比べて劣るのかというような話にもなりかねませんので、少し慎重な議論が必要かなと思います。

ほかの委員の方、今の点いかがですか。

【菊本副会長】

菊本です。

【奥会長】

はい、どうぞ。

【菊本副会長】

今の点については、宮澤委員のおっしゃることは最もだなと思うのです。ただ会長のおっしゃるような公平性のことも気にはなります。この意見陳述をされたいという方が、10分以内で説明しなければいけないということは分かったうえで、意見陳述の申し出をされているのでしょうか。これは事務局に対してお伺いしたいです。

【奥会長】

この時間について、お知らせするのはこれからですか。

【事務局】

審査会で時間を今回決めていただきまして御案内するという流れになっておりまして、要領等、もしかしたら御覧になっていたり、前回の陳述なども、もしかすると参照されながら、考えていらっしゃるかもしれないのですが、そこはまだコミュニケーションを取っていないところでして、図りかねるところがございます。

【菊本副会長】

あらかじめ10分というのを知っておられて、それでこの意見の内容ということであれば、10分以内で説明できると踏んで、意見陳述を申し出されたのかなと思うのですが、確かに宮澤委員のおっしゃったみたいに、（陳述しようとする意見の概要の）項目が、1と2で、2の方は(3)まであるので、合計で4項目ですね。なので、10分という少し駆け足になって説明内容をこちらが理解するのも大変かもしれないな、という心配は少ししました。

ただ、どちらにした方がいいかというのは私も会長の意見をお伺いしても、悩ましいところなので、それについては意見が申し上げにく

いかなというふうに思います。以上です。

【奥会長】 ほかの委員の方、いかがでしょうか。御意見ありませんか。どうぞ、中西委員お願いいたします。

【中西委員】 私自身はですね、今いろいろ述べていただく必要はあるなと思いつつも、規定されているものは基本的に守った方がいいという立場で、最初10分で御説明いただくように努力いただく必要があるかなというふうには思います。

ただその後の質疑がありますよね。分からないことについてはそこで補足、指摘を出せるような感じで、説明を10分に収めていただいて、我々が判断する部分については後ろの質疑で補うようにする、という方が考え方としてはいいのではないかなというふうに思っております。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。質疑については特に時間制限がございませんので、そういう意味では10分以内で御説明ください、ということは、通知の中でお知らせしますので、当日は10分以内なのだなということを想定されて御準備をされてくるだろうというふうに考えることができますね。その後、確認されたいところは質疑応答の中でという、そういう整理で、今までもそのようにやってきたところでありますので。

【事務局】 事務局からすみません。1点、先ほどの菊本副会長の御指摘、御質問に対して補足をさせていただきます。この意見陳述の申し出を受ける際にですね、ホームページ上にはこの要領に、リンクを貼って御覧くださいという御案内はしているという状況でして、皆さんがそれを開いて御覧になっているかというところまでは確認はできないのですが、その前提事項として、お示しさせていただいているという状況ではありました。失礼しました。

【菊本副会長】 ありがとうございます。私も横浜市環境影響評価意見陳述というので、10分以内という情報がすぐ出てきたので、おそらく意見陳述人もこれはすぐ確認できるかなと思います。

その上で中西委員がおっしゃった御意見が同意できるかなというふうに思いました。以上です。

【奥会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

【宮澤委員】 宮澤です。確かに意見のところはなるだけ10分を想定してやっていたとすることで、質疑の時間は、これはある程度審査会が短くしたり長くしたり、裁量はあるのでしょうか。事務局にお願いします。

【奥会長】 どうぞ、事務局、ではお答えください。

【事務局】 当日、もう少し時間差し上げます、といったところは運用上難しいのかなというふうに思います。

【奥会長】 質疑の方ですね。

【事務局】 ただ、このただし書きにございますように、必要に応じてこれと異なる時間を定めることができるというふうにされていますので、内部的な理解として、恐らく人数が多かった場合にもう少し短くしますよ、という趣旨の規定かなというところはあるのですが、記載のとおり必要に応じてこれと異なる時間を定めることになっていきますので、違う時間を定めていただくことも今回可能かなというふうに思っております。

- 【奥会長】 すみません、今のは質疑の話。
- 【事務局】 質疑の時間に関しては制限ないです。委員の方から質問が、聞きたいことがあれば、それに対してお答えいただくということで、それについての制限はないです。
- 【宮澤委員】 了解しました。質疑には制限はないというか、審査会の必要性に応じてできるということですね。ありがとうございます。
- であれば、ある程度、10分以内にやっていただくという、意見聴取する。今回、1人ですからね、そこまで限定するのかなと思うのだけれど、ある程度柔軟に対応できないのですかね、というのが私の意見ですね。できるだけ10分なのでしょうけれど、と思います。
- ですから、質疑で対応すればある程度カバーできるのかなと思いますので、結構でございます。
- 【奥会長】 よろしいですか。ほかの委員の方もいかがでしょうか、今の点に関しまして。特に手を挙げていらっしゃるようでは、
- では、従来どおり、10分以内で意見は述べていただいて、その後、質疑応答の中で確認されたいことなどについては、御確認いただくと。そちらは特に時間制限ございませんので、十分にやり取りができるかと思えます。これまでと同様のやり方でやるということによろしいでしょうか。
- それでは御同意いただいたようですので、これまでと同様のやり方にさせていただきますまして、申出書を提出されたこの1名の方を陳述人として選定をし、陳述時間は10分以内とするということによろしいでしょうか。
- 【委員一同】 (賛同の様子)
- 【奥会長】 大丈夫ですね。ありがとうございます。
- それでは、御異議ないということのようですので、次回、12月6日の審査会において意見陳述をしていただくことにいたします。
- 事務局は、陳述人の方に選定された旨を通知していただくようお願いいたします。
- 【事務局】 承知しました。
- 【奥会長】 では、ほかに御意見ございますでしょうか。ないようでしたら、本件に関してはこれで終了といたします。
- 本日の審議内容については後日会議録(案)で御確認いただきますようお願いいたします。
- 以上をもちまして、本日予定されていた議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。
- 【事務局】 本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。
- (傍聴者退出)
- 資 料
- ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 環境影響評価準備書に関する指摘事項等一覧 事務局資料
 - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 準備書の調査審議に係る意見の聴取について 事務局資料